



プレミアム付商品券の

“特殊詐欺”や“個人情報の詐取”

にご注意ください。

消費税率の引上げに際し、購入対象の方には「プレミアム付商品券」が販売されることとなりました。

多くの市区町村では、6月以降に購入希望申請の受付が開始され、9月下旬以降に販売が開始されるものと見込まれますが、以下についてご注意願います。

「プレミアム付商品券」に関して

- 「プレミアム付商品券」を販売するために、市区町村や内閣府などが手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 市区町村や内閣府などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 現時点で、市区町村や内閣府などが住民の皆様の世帯構成などの個人情報を照会することは絶対にありません。

● ご自宅や職場などに市区町村や内閣府の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

